

七月十二日、大阪労働學校にて（續行）

▲議案

- 一、各組合代表の發言に關する件
今回に限り代表及び傍聴の發言を認めること、但し今後の慣例とせず
- 二、加盟組合承認の件
北秋樺丸職工組合加盟承認（但し加盟手續を至念完了せしめること）
- 中部映畫同人組合は保留
- 三、全國労働大衆黨支持の件
支持を決定、別項聲明書を發表
- 四、全國大會準備に關する件
- 五、住友製鋼争議應援の件
十二日の中央委員會を機に大々的應援を行ふこと
- 六、日本労働俱樂部加盟の件
別項記事の如く慎重審議の結果次の決定を見た
- イ、日本労働俱樂部加盟承認
- ロ、俱樂部規約により同盟代表委員として大矢、上條、山内、三氏を選任す、

聲明書

社民、労働、大衆三黨の眞摯なる支持によつて新合同政黨『全國労働大衆黨』は昨七月五日を以て結成を完了した。資本の攻勢下に於て失業と窮乏と彈壓に苦惱する全労働大衆

衆の胸底より湧き起る闘争の熱意と無産階級路線統一の要請が、種々の内部的行きがかりや支配階級の分裂策動を排して新合同政黨を築き上げたのだ。

- 我が全國労働組合同盟第五回中央委員會は、こゝに新たな全國労働大衆黨支持を決議すると共に、取り敢へず我等の支持の態度を聲明する。
- 一、我が全國労働は全同盟一致して全國労働大衆黨を支持する、我等の態度は舊全國大衆黨に對するそれと變る所がない。
- 二、我等は全國労働大衆黨支持の友誼團體と歩調を二にし、今後一層労働組合戦線の擴大強化統一に邁進する。
- 三、我等は全國労働大衆黨の合同完成第一主義を以て進むものである。従つて世上傳へられる全國労働對新黨の對立云々の如きは、ためにせんとするもの、流言浮説に過ぎない。

第六回 中央委員會

十月十二日 東京、芝協調會館に於て、

▲報告

- 一、常任執行委員會報告
イ、第五回中央委員會後に於ける同盟内部の日本労働俱樂部排撃運動と其打切りの経過——機關紙第二十六號参照
- ロ、日本労働俱樂部常例懇談會報告——機關紙第二十八號

ハ、全國労働組合會議解散經過報告——機關紙第二十七號
參照。

ニ、關東労働組合統一協議會に關する報告——機關紙第二十八號參照。

ホ、大會報告書並に議案ノ切期日を九月末日より十月十日迄に延長し指令したる事

向、日本労働俱樂部常例懇談會の報命に關聯し左の申合せを滿場一致可決申合せし『本同盟は國際労働代表隨員並に顧問等を派遣せず』

二、組織部報告
中部映畫同人組合 大阪自動車労働組合 大阪建築労働組合は正式に加盟承認。北秋樺丸職工組合は未だ正式加盟手續をとらず、豊橋麻真山従業員組合の日本紡織への産業別整理問題は組織部と兩組合にて協議すること。

▲議事
一、全國大會代議員割當に關する件
加盟組合の同盟本部費完納數に對し、規約第十一條の比率に從つて代議員を割當てること、但し右割當は本部費六月迄完納の組合を有資格の基準として算定し、會計年度たる九月分迄を十月二十日迄完納することを條件として認めること。

規約の割當比率に關しては茅野高橋鈴木内田の小委員に一任

二、大會代議員の統制に關する件
『大會出席代議員の首辭行動は個人的中傷又は全國労働の統制威信を故意に傷けるが如きこと絕對になき様當該選出組合にて慎重に統制すること』を滿場一致申合せす。向は本問題に關しては大矢委員長主催の懇談會に於て隔意なき意見の交換をなすこと

三、大會豫算に關する件
支出總額五百七拾圓中收入不足額二百圓は本部費完納比率に應じて各聯合會を通じて加盟各組合に割當て徵集すること、割當は常任執行委員會一任。

四、中央委員選出區域に關する件
中央委員の選出區域にその割當數を左の如く決定す 計十五名

- 東京（鐵夫組合を含む）四名 兵 庫 二名
- 神奈川 一名 中國四國 一名
- 京都 一名 九州 一名
- 大阪 一名 日本紡織 一名

五、大會各種委員選出に關する件
本中央委員會に於て各種委員の數、その割當を決定、各地方聯合會は次回中央委員會の前日（十月二十九日）迄にその氏名を大會準備委員會宛通知すること

六、大會準備委員任命の件
常任執行委員會並に東京神奈川の中央委員をもつて大會準備委員會を構成すること